

評議員及び役員報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人長寿科学振興財団（以下「本財団」という。）定款第19条及び第37条の規定に基づき、評議員及び役員に対する報酬の支給基準及び報酬の額を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 評議員とは、定款第15条に定める評議員をいう。
- (2) 役員とは、定款第30条第1項に定める理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、前号に定める役員のうち、本財団を主たる勤務場所とし、週3日以上本財団の業務に従事する理事をいう。
- (4) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (5) 役員等とは、役員及び評議員をいう。
- (6) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。ただし、次号に定める費用を除くものとする。
- (7) 費用とは、定款第19条第2項及び第37条第2項に基づき、職務の遂行に伴い、直接発生する交通費、通勤費、旅費（日当及び宿泊費を含む。）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給基準)

第3条 本財団は、役員等に対し、業務執行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 評議員に対する報酬等は、定款第19条に定めた各事業年度の総額を超えない範囲で、1日当たり15,000円を支給する。ただし、旅費のうち日当は支給できない。
- 3 常勤役員に対する報酬等は、次のとおりとする。
 - (1) 報酬月額
 - (2) 役員賞与
 - (3) 退職手当
- 4 非常勤役員に対する報酬等は、1日当たり15,000円を支給する。ただし、監事による監査業務については、1日当たり50,000円を支給する。なお、旅費のうち日当は支給できない。

(報酬等月額の決定)

第4条 常勤役員の報酬等月額は、別表のとおりとする。

- 2 前項の報酬等月額は、理事会の決議により決定するものとする。

(役員賞与)

第5条 役員賞与は、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）に在職する常

勤役員に対して、それぞれ6月30日及び12月10日に支給する。ただし、基準日前1月以内に退職し、又は死亡した常勤役員についても同様とする。

2 役員賞与の額は、報酬月額に、100分の150を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその常勤役員の在職期間に応じ、次の各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6箇月 100分の100

(2) 5ヶ月以上6箇月未満 100分の80

(3) 3ヶ月以上5ヶ月未満 100分の60

(4) 3ヶ月未満 100分の30

(退職手当)

第6条 退職手当は、在職12月につき、常勤役員の退職の日における俸給月額に100分の100の割合を乗じて得た額とする。

2 退職手当の額を算出するにあたり支給額100円未満の端数が生じたときは切捨てるものとする。

(在職期間の計算)

第7条 退職手当の算出の基礎となる在職期間の月数については、任命の日から暦によって算出するものとし、1月に満たない端数が生じたときは切捨てるものとする。

(再任等の場合の取扱い)

第8条 常勤役員が任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職に就任したときは、引き続き在職したものとみなす。任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする常勤役員に任命されたときも同様とする。

(通勤手当)

第9条 常勤役員に対し、交通機関を利用して通勤している者に通勤手当を支給する。

2 前項の通勤手当の支給額は、実費相当額とする。

(支給方法)

第10条 報酬は、通貨をもって直接本人支払うものとする。ただし、本人の申出により銀行等の指定口座に振込むことができる。

2 法令に定められるもので、その役員の報酬から控除すべきものがあるときは、前項の報酬から控除する。

(報酬月額の支給日)

第11条 常勤役員の報酬月額は、毎月1回、その月の16日に支給する。ただし、支給日が休日にあたる場合は、前日に、その前日が14日以前の場合は17日以降に支給する。

(新たに常勤役員となった者の取扱い)

第12条 新たに常勤役員となった者には、その日から日割計算により報酬月額を支給

する。

(常勤役員でなくなった者の取扱い)

第13条 常勤役員が退任又は解任により常勤役員でなくなったときは、その日まで日割計算により報酬月額を支給する。

2 常勤役員が死亡したときは、その月までの報酬月額を支給する。

(報酬月額の日割計算)

第14条 前2条の規定により報酬月額を支給する場合であつて、月の初日から末日まで支給するとき以外のときは、その月の現日数から日曜日、土曜日、「国民の祝日に関する法律」に定める祝日・休日及び年末年始(12月29日から1月3日)の日数を差し引いた日数を基礎として、日割りによつて計算した額とする。

(公表)

第15条 本財団は、この規程をもつて、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(準用)

第16条 報酬等の支払方法等について、この規程に定めのない事項は職員給与規程を準用する。

(改廃)

第17条 この規程は、必要があるときは、評議員会の決議により改廃することができる。

(補則)

第18条 この規程に定めるもののほか、評議員及び役員の報酬に関し必要な事項は、理事会及び評議員会の決議を経て、理事長が別に定める。

附則

- 1 この規程は、公益財団法人長寿科学振興財団の設立の登記の日(平成23年4月1日)から施行する。
- 2 第2条第3号に規定する常勤役員は、当分の間設置しないものとする。
- 3 平成17年10月1日制定の「長寿科学振興財団役員の給与等に関する規程」は、公益財団法人長寿科学振興財団の設立の登記の日の前日をもつて廃止する。
- 4 平成17年4月1日制定の「長寿科学振興財団役員の退職手当等に関する規程」は、公益財団法人長寿科学振興財団の設立の登記の日の前日をもつて廃止する。
- 5 この規程の一部改正は、令和3年3月12日から施行する。

別表

区分	金額
常勤役員の報酬月額	650,000円以内